



保医発第0318006号  
平成14年3月18日

地方社会保険事務局長 殿

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

#### 特定診療報酬算定医療用具の定義等について

今般、「医療用具の保険適用に関する取扱いについて」（平成14年2月13日医政発第0213012号及び保発第0213011号。以下「局長通知」という。）が定められたところであるが、局長通知の1のA2に規定する別に定める特定診療報酬算定医療用具の定義等については、下記のとおりとすることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、従前の「特定診療報酬算定医療用具の定義等について」（平成12年9月18日保険発第157号）は、平成14年3月31日限り廃止する。

#### 記

##### 1 特定診療報酬算定医療用具の定義について

(1) 局長通知の1のA2に規定する別に定める特定診療報酬算定医療用具の区分は、別表の左欄に定めるものとし、その定義は、それぞれ同表の中欄に定める類別及び一般的名称並びにその他の条件とする。

なお、複数の定義に該当する医療用具（類別又は一般的名称は異なるが、その他の条件を満たすものを含む。以下「複数該当医療用具」という。）にあっては、当該医

療用具の使用目的、効能又は効果等（以下「使用目的等」という。）のうち主たるものに係る特定診療報酬算定医療用具の区分に該当するものとする。

- (2) 保険適用上の区分がB、C1、C2又はFのいずれにも該当しない医療用具のうち、保険診療で使用できるものであって特定診療報酬算定医療用具以外のものの保険適用上の区分は、A1となるものである。

## 2 特定診療報酬算定医療用具を用いた場合の診療報酬の算定について

- (1) 特定診療報酬算定医療用具を用いて診療行為を行った場合は、次のいずれの要件も満たす場合に限り、当該医療用具の特定診療報酬算定医療用具の区分に係る別表の右欄に定める対応する診療報酬項目を算定できるものとする。

- ① 当該診療行為が、算定する診療報酬項目に係る「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月厚生省告示第54号）及び「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成14年3月8日保医発第0308001号）に規定する算定要件を満たしていること。
- ② 当該医療用具が、薬事法（昭和35年法律第145号）において承認された使用目的等に従い用いられていること。

- (2) 複数該当医療用具について、次の事項を保険適用希望書の備考欄に記載して提出し、当該備考欄に記載した事項を含め、保険適用上の区分がA2とされた場合には、当該備考欄に記載された算定する診療報酬項目の算定については、2の(1)に準じて取り扱うものとする。

- ① 複数該当医療用具に該当する旨
- ② 当該医療用具の従たる使用目的等（主たる使用目的等以外の使用目的等をいう。）に係る特定診療報酬算定医療用具の区分
- ③ 算定する主な診療報酬項目

## 3 特定診療報酬算定医療用具の区分及び算定する診療報酬項目に疑義が生じた場合の取扱について

薬事法の規定に基づく承認を受けた医療用具について、該当する特定診療報酬算定医療用具の区分及び当該医療用具を用いた場合に算定することが可能と考えられる診療報酬算定項目について疑義が生じた場合には、その都度当職に照会されたい。

## 在宅医療

特定診療機器算定医療用具の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	直掌法承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
注入ポンプ(Ⅰ)	器具器械(7-4) 医薬品注入器	輸液ポンプ	インスリンなどの皮下持続注入が可能なもの	C 101 在宅自己注射指導管理料 注4 注入器加算	
		自動点滴装置			
		その他の医薬品注入器			
		その他の採血・輸血用、輸液用及び医薬品注入器			
注入ポンプ(Ⅱ)	器具器械(7-4) 医薬品注入器	輸液ポンプ	インスリンなどを簡便かつ自動的に注入することが可能なもの	C 101 在宅自己注射指導管理料 注4 簡便注入シリングポンプ加算	
		自動点滴装置			
		その他の医薬品注入器			
		その他の採血・輸血用、輸液用及び医薬品注入器			
注入ポンプ(Ⅲ)	器具器械(7-4) 医薬品注入器	輸液ポンプ	流量(注入速度)及び予定量の設定が可能なもの	C 104 在宅中心静脈栄養法指導管理料 注2 注入ポンプ加算	
		自動点滴装置		C 105 在宅成分栄養管栄養法指導管理料 注2 注入ポンプ加算	
		その他の医薬品注入器		C 106 在宅高性尿毒症患者指導管理料 注2 注入ポンプ加算	
		その他の採血・輸血用、輸液用及び医薬品注入器			
自動腹膜透析装置	器具器械(7) 内臓代替用品	自動腹膜透析装置	腹膜透析液の交換を自動的にを行うことが可能なもの	C 102 在宅自己腹膜透析指導管理料 注2 自動腹膜透析装置使用加算	
腹膜透析用紫外線照射器	器具器械(7) 内臓代替用品	腹膜透析用紫外線照射器	腹膜透析施行時に使用し、紫外線照射による殺菌を行うことが可能なもの	C 102 在宅自己腹膜透析指導管理料 注2 紫外線殺菌器使用加算	
腹膜透析用熱殺菌器		その他の腹膜透析用装置	腹膜透析施行時に使用し、加熱により無菌的にチューブの接合を行うことができるもの	C 102 在宅自己腹膜透析指導管理料 注2 热殺菌器使用加算	
酸素供給装置(Ⅰ)	器具器械(6) 呼吸補助器	酸素濃縮式供給装置	酸素濃縮装置であるもの	C 103 在宅酸素療法指導管理料 注3 酸素濃縮装置加算	
酸素供給装置(Ⅱ)	器具器械(6) 呼吸補助器	液体酸素気化式供給装置	20~50リットルの内壓槽の設置型液化酸素装置であるもの	C 103 在宅酸素療法指導管理料 注5 設置型液化酸素装置加算	
酸素供給装置(Ⅲ)	器具器械(6) 呼吸補助器	液体酸素気化式供給装置	1リットル前後の内壓槽の携帯型液化酸素装置であるもの	C 103 在宅酸素療法指導管理料 注5 携帯型液化酸素装置加算	
携帯型注入ポンプ	器具器械(7-4) 医薬品注入器	輸液ポンプ	薬剤などを持続的に注入することが可能な携帯型注入ポンプであるもの	C 106 在宅高性尿毒症患者指導管理料 注2 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算	
		自動点滴装置			
		その他の医薬品注入器			
		その他の採血・輸血用、輸液用及び医薬品注入器			
在宅人工呼吸器(Ⅰ)	器具器械(6) 呼吸補助器	成人用人工呼吸器	気管切開、鼻マスク又は顔マスクを介して人工呼吸を行うことが可能な陽圧式人工呼吸器であるもの。ただし持続陽圧呼吸(CPAP)治療器は含まない。	C 107 在宅人工呼吸指導管理料 注2 気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器	
		小児用人工呼吸器		C 107 在宅人工呼吸指導管理料 注2 鼻マスクを介した人工呼吸器	
		手動式人工呼吸器		C 107 在宅人工呼吸指導管理料 注2 頭マスクを介した人工呼吸器	
在宅人工呼吸器(Ⅱ)	器具器械(6) 呼吸補助器	成人用人工呼吸器	陰圧式人工呼吸器であるもの	C 107 在宅人工呼吸指導管理料 注2 陰圧式人工呼吸器	
		小児用人工呼吸器			
		手動式人工呼吸器			

在宅人工呼吸器（Ⅲ）	器具器械（6）呼吸補助機	成人用人工呼吸器 小儿用人工呼吸器 手動式人工呼吸器	鼻マスクを介した持続的陽圧呼吸（n a s s i C P A P）を行うことが可能なもの	C 107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 注2 経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器
胸郭膨脹計・骨盤膨脹装置送信器	器具器械（12）理学診察用器具	胸・骨盤電気刺激装置	体内導込型受信器に電気信号を送ることが可能な送信器であるもの	C 110	在宅自己疼痛管理指導管理料 注2 送信器加算

## 検査

特定診療報酬算定医療用具の区分	定 開			対応する診療報酬項目			
	基準法承認上の位置付け						
	類別	一般的名称					
呼吸流量計	器具器械（21）内臓機能検査用器具	呼吸流量計	肺気量分画測定が可能なもの	D 200	スパイログラフィー等検査 1 肺気量分画測定		
電子スパイロメータ	器具器械（21）内臓機能検査用器具	電子スパイロメータ	肺気量分画などの肺機能検査が可能なもの	D 200	スパイログラフィー等検査		
				D 201	換気力学的検査		
呼気ガス分析装置	器具器械（21）内臓機能検査用器具	呼気ガス分析装置	呼気ガス濃度測定が可能なもの	D 200	スパイログラフィー等検査 4 呼気ガス分析		
呼吸抵抗計	器具器械（21）内臓機能検査用器具	呼吸抵抗計	呼吸抵抗測定が可能なもの	D 201	換気力学的検査 1 呼吸抵抗測定		
基礎代謝測定装置	器具器械（21）内臓機能検査用器具	基礎代謝測定装置	基礎代謝測定が可能なもの	D 204	基礎代謝測定		
心電カテーテル検査装置	器具器械（21）内臓機能検査用器具	心電カテーテル検査装置	心電カテーテル検査（血行動態の解析など）を行うことが可能なもの	D 205	心電カテーテル法による肺検査		
		アンгиオ検査装置					
体液量等測定装置（I）	器具器械（21）内臓機能検査用器具	熱希釈心拍出量計	熱希釈法により心拍出量測定が可能なもの	D 207	体液量等測定 3 心拍出量測定		
体液量等測定装置（II）	器具器械（21）内臓機能検査用器具	色素希釈心拍出量計	色素希釈法により循環血流量測定が可能なもの	D 207	体液量等測定 2 循環血流量測定（色素希釈法によるもの）		
体液量等測定装置（III）	器具器械（21）内臓機能検査用器具	インピーダンス心拍出量計	インピーダンス法により心拍出量測定が可能なもの	D 207	体液量等測定 3 心拍出量測定		
体液量等測定装置（IV）	器具器械（21）内臓機能検査用器具	電磁血流計	血流量測定が可能なもの	D 207	体液量等測定 2 血流量測定		
		超音波血流計					
		レーザ血流計					
心電計（I）	器具器械（21）内臓機能検査用器具	心電計	心電図検査が可能なもの（6説導以上12説導未満）	D 208	心電図検査 3 その他（6説導以上）		
		負荷心電図装置		D 209	負荷心電図検査 2 その他（6説導以上）		
心電計（II）	器具器械（21）内臓機能検査用器具	心電計	心電図検査が可能なもの（12説導以上）	D 208	心電図検査 1 四肢単極説導及び脚部説導を含む最低12説導 3 その他（6説導以上）		
		負荷心電図装置		D 209	負荷心電図検査 1 四肢単極説導及び脚部説導を含む最低12説導 2 その他（6説導以上）		
		その他心電計及び関連機器		D 211	トッドミルによる負荷心電図検査、バイシクルエルゴメーターによる心的機能検査		
ペクトル心電計		その他心電計及び関連機器	ペクトル心電計測定が可能なもの	D 208	心電図検査 2 ペクトル心電図		
体表ヒス東心電計		その他心電計及び関連機器	体表面或心電図計測が可能なもの	D 208	心電図検査 2 体表ヒス東心電図		
パリストカルジオグラフ		その他心電計及び関連機器	心率測定、陣動心拍出量測定が可能なもの	D 208	心電図検査 3 その他（6説導以上）		
ホルタ心電計	器具器械（21）内臓機能検査用器具	ホルタ心電計	長時間心電図記録を行うことが可能なもの	D 210	ホルタ型心電図検査		
リアルタイム解析型心電図記録計	器具器械（21）内臓機能検査用器具	リアルタイム解析型心電図記録計	1) 2) のいずれか又は両方を満たすもの。 1) 心電図を連続して解析することが可能であり、異常波形を記録することが可能なもの 2) 心電図を連続してモニタすることが可能であり、自覚症状を感じた時の心電図を記録することが可能なもの	D 212	リアルタイム解析型心電図		

超音波検査装置（I）	器具器械（1.2）医学診療用器具 検査器用超音波画像診断装置	汎用超音波画像診断装置 検査器用超音波画像診断装置	生体内部（組織や臓器）の画像抽出が可能であるもの	D 215	超音波検査 1 Aモード法
				D 216	超音波検査 2 断層撮影法
				D 215	超音波検査 3 UCG
				D 215	超音波検査 5 血管内超音波法
				D 216-2	残尿測定検査
				D	内視鏡検査 追加1 超音波内視鏡検査実施加算
超音波検査装置（II）	器具器械（1.2）医学診療用器具 検査器用超音波画像診断装置	汎用超音波画像診断装置 検査器用超音波画像診断装置	生体内部（組織や臓器）の画像抽出が可能であり、ドッパー法が可能なもの	D 215	超音波検査 1 Aモード法
				D 215	超音波検査 2 断層撮影法
				D 215	超音波検査 3 UCG
				D 215	超音波検査 4 ドッパー法
				D 215	超音波検査 5 血管内超音波法
				D 216-2	残尿測定検査
超音波検査装置（III）		その他の専用超音波画像診断装置	Aモード法が可能なもの	D 215	超音波検査 1 Aモード法
				D 215	超音波検査 5 血管内超音波法
超音波検査装置（IV）		その他の専用超音波画像診断装置	血管内腔の断層像を抽出することができるもの	D 215	超音波検査 5 血管内超音波法
超音波検査装置（V）		その他の専用超音波画像診断装置	残尿測定検査が可能なもの	D 216-2	残尿測定検査
超音波血流計	器具器械（2.1）内腔機能検査用器具	超音波血流計	超音波ドッパー法により血流量を計測するもの	D 215	超音波検査 4 ドッパー法
X線骨密度測定装置（I）	器具器械（9）医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	X線骨密度測定装置	DEXA法(dual Energy x-Ray Absorptiometry)、単一光子吸収法(SPA:Single Photon Absorptiometry)、二重光子吸収法(DPA: Dual Photon Absorptiometry)、MD法(Microdensitometry)による骨密度測定法、DIP法(Digital Image Processing)、SEA法(single Energy x-Ray A法	D 217	骨密度測定検査 2 MD法、6 EXA法等
X線骨密度測定装置（II）	器具器械（9）医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	X線骨密度測定装置	DEXA法(dual Energy x-Ray Absorptiometry)により骨密度測定が可能なもの	D 217	骨密度測定検査 1 DEXA法による骨密度撮影 2 MD法、6 EXA法等
超音波骨密度測定装置		他に分類されない超音波画像診断装置	骨密度の測定が可能なもの	D 217	骨密度測定検査 3 超音波法
分娩監視装置	器具器械（2.1）内腔機能検査用器具	分娩監視装置	胎児の心拍数変動及び子宮収縮の状態を連続的に記録することが可能なもの	D 218	分娩監視装置による胎検査
モニタ	器具器械（2.1）内腔機能検査用器具	集中生体情報モニタ及び開閉機器 ベッドサイドモニタ 新生児モニタ 専用テレメータ 多用途テレメータ その他の一人用生体情報モニタ及び開閉機器 その他の医用テレメータ及び開閉機器	生体現象の監視が可能なもの	D 220	呼吸心拍監視
				D 222	経皮的血液ガス分圧測定
				D 223	経皮的動脈血酸素飽和度測定
				D 224	経末呼気炭酸ガス濃度測定
				D 225	經血的動脈圧測定
				D 225-2	非侵襲的連続血圧測定
				D 226	中心静脈圧測定

		他に分類されない生体現象 監視用機器		D 230	酸血的肺動脈圧測定
経皮血中ガス分圧モニタ	器具器械 (21) 内臓機能検査用器具	経皮血中ガス分圧モニタ	絶対的血液ガス分圧測定が可能なもの	D 222	絶対的血液ガス分圧測定
パルスオキシメータ	器具器械 (21) 内臓機能検査用器具	パルスオキシメータ	絶対的動脈血酸素飽和度測定が可能なもの	D 223	絶対的動脈血酸素飽和度測定
				L 008	マスク又は気管内挿管による誘導面罩式全身麻酔 注5 経皮的動脈血酸素飽和度監視装置
電子聴血血圧計	器具器械 (18) 血圧検査又は脈波検査用器具	電子聴血血圧計	動静脈圧測定用力テーゲル又はエラスター計等を用いて血圧を測定するもの。	D 225	頸血的動脈圧測定
				D 226	中心静脈圧測定
				D 230	親血的肺動脈圧測定
非侵血連續血圧計	器具器械 (18) 血圧検査又は脈波検査用器具	非侵血連續血圧計	トノメトリー法により一心拍毎の血圧波形および血圧値の検出が可能なもの	D 225-2	非侵血的連續血圧測定
頭蓋内圧計	器具器械 (21) 内臓機能検査用器具	頭蓋内圧計	持続的に頭蓋内圧を測定することが可能なもの	D 227	頭蓋内圧持续測定
人工肺膜	器具器械 (7) 内臓機能代用品	人工肺膜	血移換を測定し、その結果に基づきインスリンを自動的に注入することが可能なもの	D 231	人工肺膜
脳波計	器具器械 (21) 内臓機能検査用器具	脳波計	脳波の導出および記録が可能なもの	D 235	脳波検査
誘発反応測定装置	器具器械 (21) 内臓機能検査用器具	誘発反応測定装置	脳電誘発により生じる誘発電位の記録が可能なもの	D 236	脳誘発電位検査 2 振覚誘発電位 3 视覚誘発電位
視覚誘発電位検査装置		他に分類されない生体電気現象検査用機器	視覚誘発電位検査が可能なもの	D 236	脳誘発電位検査 2 視覚誘発電位
光ポートグラフィー	器具器械 (17) 血液検査用器具	オキシメータ	脳の代謝及び循環状態の検査が可能なもの	D 236-2	光ポートグラフィー
終夜睡眠診断装置 (I)		その他の呼吸機能検査機器及び関連機器	睡眠中の呼吸状態(鼻呼吸センサー又は気道音センサーによるもの)及び経皮的動脈血酸素飽和度測定が可能なもの	D 237	終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合
終夜睡眠診断装置 (II)	器具器械 (21) 内臓機能検査用器具	多用途測定記録装置	下記すべての項目を繰り返して測定することが可能なものの 1 鼻吸込、眼球運動及びねどがい筋筋電図 2 鼻又は口における気流の検知 3 呼吸及び腹壁の換気運動記録 4 パルスオキシメーターによる動脈血酸素飽和度連続測定	D 237	終夜睡眠ポリグラフィー 2 1以外の場合
筋電計 (1)	器具器械 (24) 知覚検査又は運動機能検査用器具	筋電計	筋電圖検査が可能なもの	D 238	筋電圖検査 1 筋電圖
筋電計 (II)	器具器械 (24) 知覚検査又は運動機能検査用器具	筋電計	筋電圖検査及び誘発筋電圖検査が可能なもの	D 238	筋電圖検査 1 筋電圖 2 誘発筋電圖 3 中枢神経薬剤による誘発筋電圖
	器具器械 (21) 内臓機能検査用器具	生体現象データ処理装置			
鼻腔通気度計	器具器械 (21) 内臓機能検査用器具	鼻腔通気度計	鼻腔通気度検査が可能なもの	D 245	鼻腔通気度検査
インピーダンスオージオメータ (I)	器具器械 (23) 听力検査用器具	インピーダンスオージオメータ	鼓膜音響インピーダンス検査が可能なもの	D 247	他覚的聽力検査又は行動観察による聽力検査 1 鼓膜音響インピーダンス検査
インピーダンスオージオメータ (II)	器具器械 (23) 听力検査用器具	インピーダンスオージオメータ	テンバノメトリーが可能なもの	D 247	他覚的聽力検査又は行動観察による聽力検査 2 テンバノメトリー
インピーダンスオージオメータ (III)	器具器械 (23) 听力検査用器具	インピーダンスオージオメータ	耳小骨筋反射検査が可能なもの	D 247	他覚的聽力検査又は行動観察による聽力検査 3 耳小骨筋反射検査
OA-E検査装置	器具器械 (23) 听力検査用器具	他覚的聽力検査装置	耳音響放射検査(SOAE, EOAE又はDPOAE)が可能なもの	D 247	他覚的聽力検査又は行動観察による聽力検査 5 耳音響放射(OAE)検査
眼底カメラ (I)	器具器械 (22) 検査用器具	眼底カメラ	眼底撮影が可能なもの	D 256	眼底カメラ撮影 1 通常の方法
眼底カメラ (II)	器具器械 (22) 検査用器具	眼底カメラ	蛍光眼底撮影が可能なもの	D 256	眼底カメラ撮影 1 通常の方法 2 蛍光眼底法
網膜電位測定装置	器具器械 (21) 内臓機能検査用器具	網膜電位計	網膜電位測定が可能なもの	D 258	網膜電位図(ERG)
調節検査装置		その他の視覚機能検査用機器	調節の調整が可能なもの	D 262	調節検査

眼圧計	器具器械（21）内臓機能検査用器具	眼圧計	眼圧測定が可能なもの	D 264	精密眼圧検査
角膜曲率半径計測装置		その他の視覚機能検査用機器	角膜曲率半径測定が可能なものの	D 265	角膜曲率半径計測
角膜形状解析装置		その他の視覚機能検査用機器	角膜形状解析が可能なもの	D 265-2	角膜形状解析検査
光覚検査装置		その他の視覚機能検査用機器	光覚検査（暗顛検査など）が可能なもの	D 266	光覚検査
色覚検査装置（I）		その他の視覚機能検査用機器	アノマロスコープであるもの又は色相配列に基づく色覚異常の検査が可能なもの	D 267	色覚検査 1 アノマロスコープ、色相配列検査を行った場合
色覚検査装置（II）		その他の視覚機能検査用機器	色覚検査（ランランテスト又は定量的色覚検査）が可能なもの	D 267	色覚検査 2 1以外の場合
眼筋機能精密検査装置		その他の視覚機能検査機器	マドックスであるもの、コージオメーターであるもの、正切スカラであるもの又は距離近点検査が可能なもの	D 268	眼筋機能精密検査および遠近検査
眼球突出度測定装置		その他の視覚機能検査用機器	眼球突出度測定が可能なもの	D 269	眼球突出度測定
眼球陥没度測定装置		その他の視覚機能検査用機器	眼球陥没度測定が可能なもの	D 270	眼球陥没度測定
角膜知覚計		その他の視覚機能検査用機器	角膜知覚検査が可能なもの	D 271	角膜知覚計検査
両眼機能検査装置		その他の視覚機能検査用機器	両眼視機能検査（立体視、離像又は瞬時視など）が可能なもの	D 272	両眼視機能精密検査
網膜中心血管圧測定装置（I）		その他の血圧計	オフタルモ・ダイナモーターであるもの	D 276	網膜中心血管圧測定 1 簡単なもの
網膜中心血管圧測定装置（II）		その他の血圧計	キャップメーターであるもの	D 276	網膜中心血管圧測定 2 検難なもの
角膜内皮細胞検査装置	器具器械（22）検眼用器具	角膜内皮細胞撮影装置	角膜内皮細胞を撮影することが可能なもの	D 279	角膜内皮細胞顯微鏡検査
レーザー前房蛋白細胞数検査装置		その他の視覚機能検査用機器	レーザーを用い前房内の蛋白質・細胞数測定が可能なもの	D 280	レーザー前房蛋白細胞数検査
電子瞳孔計		その他の視覚機能検査用機器	電子瞳孔計であるもの	D 281	瞳孔機能検査（電子瞳孔計使用）
中心フリッカ一過測定装置		その他の視覚機能検査用機器	中心フリッカ一過が測定できるもの	D 282	中心フリッカ一過試験
P.L法検査装置		その他の視覚機能検査用機器	P.L (Preferential Looking) 法に基づいた検査が可能なもの	D 282-2	P.L (Preferential Looking) 法
R.I動脈機能検査装置	器具器械（10）放射線物質検査用器具	R.I動脈機能検査装置	体内のアイソトープ動脈を検出することが可能なもの	D 283	シンチグラム（画像を伴わないもの）
内視鏡	器具器械（25）医療用器具	上部消化管軟性ファイバースコープ 下部消化管軟性ファイバースコープ 電子内視鏡 泌尿器用硬性内視鏡 超音波内視鏡	下記いずれかの検索が可能なもの ・ 体内管腔（消化管・気管支など） ・ 体腔（腹腔・胸腔・頭頸腔など） ・ 体内部（皮下腔・膀胱腔など）	D	内視鏡検査項目（別紙）
		その他の軟性ファイバースコープ その他の硬性内視鏡			

## 画像診断

特定診療報酬算定対象用具の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	裏事法承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
診断用X線装置	器具器械（9）医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	一般X線撮影装置 近接式X線透視撮影装置 遠隔式X線透視撮影装置 多方向X線透視撮影装置	X線撮影が可能なもの	E 002	撮影

	直線軌道断層撮影装置 多軌道断層撮影装置 汎用輪環器×検診断療装置 心心血管用×検診断療装置 胸腹部・下肢血管用×検診 断療装置 頭部血管用×検診断療装置 頸部用×検診断療装置 乳房用×検診断療装置 泌尿器科用×検診断療装置 小児用×検診断療装置 外科学用×検装置 手術室用×検装置 移動型X線撮影装置 携帯型X線撮影装置			
シンチレーションカメラ	器具器械（10）放射線物質検査用器具	シンチレーションカメラ	体内のアイソトープ分布を検出することが可能なもの	E 100 シンチグラム（画像を伴うもの）
エミッショントマトグラフ	器具器械（10）放射線物質検査用器具	エミッショントマトグラフ	体内のアイソトープ分布を検出し、断層撮影を行うことが可能なもの	E 101 シングルホルトエミッショントマトグラム
ポジトロンCT装置	器具器械（10）放射線物質検査用器具	ポジトロンCT装置	体内のアイソトープ分布を検出し、断層撮影を行うことが可能なもの	E 101-2 ポジトロン断層撮影
FDG合成装置	器具器械（10）放射線物質検査用器具	放射性医薬品合成装置	PET検査に使用される放射性 <sup>18</sup> F DGを合成可能なもの	E 101-2 ポジトロン断層撮影 <sup>2-11</sup> F DGを用いた場合
CT撮影装置	器具器械（9）医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	頭部用X線CT装置 全身用X線CT装置	断層撮影が可能なもの	E 200 コンピューター断層撮影
MR装置	器具器械（21）内臓機能検査用器具	常圧導式磁気共鳴画像検査装置 超電導式磁気共鳴画像検査装置 永久磁石式磁気共鳴画像検査装置	断層像の抽出が可能なもの	E 202 磁気共鳴コンピューター断層撮影
デジタル映像化装置装置	器具器械（9）医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	コンピューティッドラジオグラフ 電子管出力読み取り式デジタルラジオグラフ	X線画像情報のデジタル処理を行うことが可能なもの	E 第1節 エックス線診断科 通則4 デジタル映像化処理加算

## 注 射

特定診療範囲算定医療用具の区分	定 量			対応する診療報酬項目	
	薬事法承認上の位置付け		その他の条件		
類 別	一般的名称				
精密持続点滴装置	器具器械（74）医薬品注入器	輸液ポンプ 自動点滴装置 その他の医薬品注入器	30ml/h以下の速度で薬剤等を注入することが可能なもの	E	通則4 精密持続点滴注射加算

## 処 置

特定診療範囲算定医療用具の区分	定 量			対応する診療報酬項目	
	薬事法承認上の位置付け		その他の条件		
類 別	一般的名称				
持続的胸腔ドレナージ	器具器械（32）維持用吸引器	持続的胸腔ドレナージ	持続的胸腔ドレナージ（吸引）が可能なもの	J 002	ドレン法
				J 018	持続的胸腔ドレナージ
酸素吸入器	器具器械（6）呼吸辅助器	酸素吸入器	酸素吸入が可能なもの	J 024	酸素吸入

高気圧酸素治療装置（Ⅰ）	器具器械（6）呼吸補助器	一人用高圧酸素治療装置	高気圧酸素治療が可能なもの	J 027	高気圧酸素治療 1 救急的なもの 1 人用高圧酸素治療 2 非救急的なもの
高気圧酸素治療装置（Ⅱ）	器具器械（6）呼吸補助器	多人数用高圧酸素治療装置	高気圧酸素治療が可能なもの	J 027	高気圧酸素治療 1 救急的なもの 口 多人数用高圧酸素治療 2 非救急的なもの
黄疸光線治療器	器具器械（12）理学診療用器具	新生児黄疸光線治療器	新生児黄疸に対する治療が可能なもの	J 043	新生児高ビリルビン血症に対する光線療法
人工呼吸器	器具器械（6）呼吸補助器	成人用人工呼吸器  小児用人工呼吸器  手動式人工呼吸器	人工呼吸が可能なもの	J 045	人工呼吸
		その他的人工呼吸器			
心マッサージ器	器具器械（12）理学診療用器具	心マッサージ器	非誘導的胸外マッサージが可能なもの	J 046	非誘導的胸外マッサージ
除細胞器	器具器械（12）理学診療用器具	除細胞器	電気エネルギーを用い、除細胞を行うことが可能なもの	J 047	カウンターショック
皮膚レーザー照射装置（Ⅰ）		その他のレーザ治療器及び手術用機器	色素レーザー照射療法が可能なもの	J 054-2	皮膚レーザー照射療法 1 色素レーザー照射療法
皮膚レーザー照射装置（Ⅱ）	器具器械（31）医療用焼灼器	その他のレーザ治療器及び手術用機器	Qスイッチ付ルビーレーザー照射療法、ルビーレーザー照射療法又は Qスイッチ付アレキサンダライトレーザー照射療法が可能なもの	J 054-2	皮膚レーザー照射療法 2 Qスイッチ付レーザー照射療法
光線治療器（Ⅰ）	器具器械（12）理学診療用器具	紫外線治療器  その他の光線治療器及び開通機器	局部の加温を行うことが可能なもの	J 119	消炎鎮痛等処置 2 器具等による療法
光線治療器（Ⅱ）	器具器械（12）理学診療用器具	紫外線治療器  赤外線治療器  その他の光線治療器及び開通機器	紫外線又は紫外線を用いて皮膚疾患に対する光線治療を行うことが可能なもの	J 054	皮膚科光線療法
干渉低周波治療等刺激装置	器具器械（12）理学診療用器具	干渉電流型低周波治療器	干渉電流型低周波治療を行なうことが可能なものの	J 070-2	干渉低周波による筋膜等刺激法
低周波治療器	器具器械（12）理学診療用器具	低周波治療器  干渉電気型低周波治療器  電熱電線低周波治療器  その他の低周波治療器及び開通機器	局部熱や神経に電気刺激を与えるもの	J 119	消炎鎮痛等処置 2 器具等による療法
高周波治療器	器具器械（12）理学診療用器具	マイクロ波治療器  超音波治療器	局部の加温を行うことが可能なもの	J 119	消炎鎮痛等処置 2 器具等による療法
超音波治療器	器具器械（12）理学診療用器具	超音波治療器	局部の加温を行うことが可能なもの	J 119	消炎鎮痛等処置 2 器具等による療法
レーザ治療器	器具器械（12）理学診療用器具	ヘリウム・キオンレーザ治療器  半導体レーザ治療器	疼痛緩和に用いることが可能なもの	J 119	消炎鎮痛等処置 2 器具等による療法

## 手 術

特更診療報酬算定区分用具の区分	定 義			対応する診療報酬項目	
	基準添付上の位置付け		その他の条件		
	類 别	一般的名称			
骨電気刺激装置	器具器械（12）理学診療用器具	骨電気刺激合併促進装置	骨折の治療促進を行なうことが可能なもの	K 047 非治性骨折電気波電気治療法	
超音波骨折治療器	器具器械（12）理学診療用器具	超音波治療器	超音波を用いて骨折の治療促進を行なうことが可能なもの	K 047-2 非治性骨折超音波治療法	
眼科用光凝固装置	器具器械（31）医療用焼灼器	アルゴンレーザ手術装置及びレーザコアグレータ  半導体レーザ手術装置及びレーザコアグレータ  その他のレーザ手術装置及びレーザコアグレータ	眼科用レーザー光凝固装置であるもの	K 270 虹彩光凝固術  K 271 毛様体光凝固術  K 273 瞳孔光凝固術  K 276 網膜光凝固術	

眼科用レーザ手術装置	器具器械（3.1）医療用焼灼器	ヤグレーザ手術装置及びレーザコアグレータ	後発白内障切開術が可能なものの水晶体の破砕が可能なもの	K 282	白内障手術 1 緊急切開術
超音波白内障手術装置	器具器械（1.2）理学診療用器具	超音波手術器	水晶体の破砕が可能なもの	K 282	白内障手術 4 超音波抽出術 6 絞毛機械式水晶体抽出術
眼内レンズ	器具器械（7.2）視力矯正用レンズ	眼内レンズ	白内障手術後の無水晶体眼の視力矯正が可能なもの	K 283	眼内レンズ挿入術
埋込み型医薬品注入器	器具器械（7.4）医薬品注入器	被込み型医薬品注入器	繰り返し導入投与を行うために体内に留置するもの	K 606-2	抗凝血薬剤動脈内持続注入用埋込みカテーテル装置
				K 818	中心静脈栄養用埋込みカテーテル装置
レーザー手術装置（I）	器具器械（3.1）医療用焼灼器	蒸散ガスレーザ手術装置及びレーザコアグレータ ヤグレーザ手術装置及びレーザコアグレータ 半導体レーザ手術装置及びレーザコアグレータ その他のレーザ手術装置及びレーザコアグレータ	レーザにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K 841-2	絶尿道的レーザー前立腺切除術
レーザー手術装置（II）	器具器械（3.1）医療用焼灼器	その他のレーザ手術装置及びレーザコアグレータ	光線力学療法が可能な波長630nmのエキシマ・ダイレーザ又はYAG・OPOレーザであるもの	K 872	子宮筋膜摘出術 2 離式 (子宮頸部初期癌又は異形成に対する光線力学療法)
レーザー手術装置（III）	器具器械（3.1）医療用焼灼器	その他のレーザ手術装置及びレーザコアグレータ	経皮的原発結石破砕が可能なもの	K 781	経尿道的原発結石除去術
体外型心臓ベースメーカー	器具器械（7）内臓機能代用品	体外型心臓ベースメーカー	不整脈の補正（心臓ペーシング）が可能なもの	K 553	体外ベースメーキング
マイクロ波手術器	器具器械（2.8）電気手術器	マイクロ波手術器	マイクロ波により組織の止血及び凝集が可能なもの	K 687-2	肝高血圧症マイクロ波凝集法
				K 685	肝切除術 注 マイクロ波メス加算
体外式衝撃波結石破砕装置（I）	器具器械（1.2）理学診療用器具	電離放電式結石破砕装置 圧電方式結石破砕装置 電磁誘導方式結石破砕装置 微小爆破方式結石破砕装置	結石の破砕が可能なもの	K 678	体外衝撃波結石破砕術
体外式衝撃波結石破砕装置（II）	器具器械（1.2）理学診療用器具	電離放電式結石破砕装置 圧電方式結石破砕装置 電磁誘導方式結石破砕装置 微小爆破方式結石破砕装置	腎・尿管結石の破砕が可能なもの	K 766	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
体外式衝撃波結石破砕装置（III）	器具器械（1.2）理学診療用器具	電離放電式結石破砕装置 圧電方式結石破砕装置 電磁誘導方式結石破砕装置 微小爆破方式結石破砕装置	腎石及び腎・尿管結石の破砕が可能なもの	K 878	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
				K 766	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
脛骨固定式筋膜頸部吊上術用装置		その他の外科・整形外科用手術材料	脛骨固定式筋膜頸部吊上術を行うことが可能なもの	K 823	緊張手術 1 脣骨固定式筋膜頸部吊上術を行うもの
経尿道的前立腺高濃度治療装置		その他の治療用又は手術用機器	経尿道的にアブリケーターを導入して前立腺肥大組織を45度以上まで加温することができるもの	K 841-3	経尿道的前立腺高濃度治療
分娩用吸引器	器具器械（3.2）医療用吸引器	分娩用吸引器	吸引吸引出用いられるもの	K 893	吸引吸引出術
自家輸血装置	器具器械（7）内臓機能代用品	自家輸血システム	術野から血液を吸収して、濃縮及び洗浄又は通過を行い、患者の体内に戻すことが可能なもの	K 823	術中術後自己血液吸収術（自己血液吸収器によるもの）
超音波手術器	器具器械（1.2）理学診療用器具	超音波手術器	超音波により組織の凝固又は切開が可能なもの	K	基附10 超音波凝固切開装置使用加算

## 麻酔

特定診療報酬支給用具の区分	定義		対応する診療報酬項目	
	面罩法承認上の位置付け			
	類別	一般的名称		
麻酔器（I）	器具器械（5）麻酔器並びに麻酔器用吸入のう及びガス吸入管	混合麻酔器	吸入麻酔が可能なもの L 000 送もう麻酔	
麻酔器（II）	器具器械（5）麻酔器並びに麻酔器用吸入のう及びガス吸入管	閉鎖循環式麻酔器	閉鎖循環式全身麻酔が可能なもの L 006 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	

麻酔用精密持続注入器	器具器械 (7-4) 医薬品注入器	輸液ポンプ 自動点滴装置 その他の医薬品注入器	10ml/h以下の速度で薬剤等を注入することができるもの	L 003	硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入 注：精密持続注入加算
------------	-------------------	-------------------------------	------------------------------	-------	-------------------------------------

## 放射線治療

特定診療報酬算定医療用具の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	施事法承認上の位置付け		その他の条件		
	種別	一般的名称			
治療用粒子加速装置 (I)	器具器械 (9) 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	医用リニアアクセラレータ	高エネルギーのX線 (1MV以上) 又は電子線 (1MeV以上) を用いて放射線治療を行うことが可能なもの	M 001 体外照射 3 高エネルギー放射線治療	
		医用ベータトロン 医用マイクロトロン		M 002 全身照射	
治療用粒子加速装置 (II)	器具器械 (9) 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	医用リニアアクセラレータ	X線又は電子線を用いて放射線治療を行うことが可能であり、かつ照射中心の固定精度が2mm以内であるもの	M 001 体外照射 3 高エネルギー放射線治療	
		医用マイクロトロン		M 001-3 直線加速器による定位放射線治療	
				M 002 全身照射	
ハイパーサーミア装置 (I)	器具器械 (1-2) 理学診療用器具	マイクロ波ハイパーサーミア装置	温熱療法が可能なもの	M 003 電磁波温熱療法 2 深在性悪性腫瘍に対するもの	
ハイパーサーミア装置 (II)	器具器械 (1-2) 理学診療用器具	短波ハイパーサーミア装置	高出力の機械 (100メガヘルツ以下の低周波のもの) であり、温熱療法が可能なもの	M 003 電磁波温熱療法 1 深在性悪性腫瘍に対するもの 2 深在性良性腫瘍に対するもの	
腔内照射装置	器具器械 (10) 放射線物質診療用器具	アフターローディング式治療装置	密封小瓶薬を用いて体腔内の治療を行うことが可能なもの	M 004 密封小瓶源治療 2 腔内照射	
組織内照射装置	器具器械 (10) 放射線物質診療用器具	コバルト60治療用密封小線源 セシウム137治療用密封小線源 イリジウム192治療用密封小線源 ラジウム226治療用密封小線源 ストロンチウム90治療用密封小线源 その他の治療用密封小线源	組織内照射が可能なもの	M 004 密封小瓶源治療 3 組織内照射	
血液X線照射装置	器具器械 (9) 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	血液X線照射装置	血液にX線を照射することが可能なもの	M 005 血液照射	

## II 歯科点数表関係

特定診療報酬算定医療用具の区分	定 離			対応する診療報酬項目	
	薬事法承認上の位置付け		その他の条件		
	種 別	一般的名称			
歯科用根管長測定器	器具部類(24)知覚検査又は運動機能検査用器具	歯科用根管長測定器	電気的抵抗値により根管長の測定が可能なもの	D 000 電気的根管長測定検査	
下顎運動路描記装置	器具部類(24)知覚検査又は運動機能検査用器具	歯科用下顎運動測定器	三次元的に下顎の運動路を描記可能な非接触型の装置であるもの	D 005 下顎運動路描記法(MMG)	
歯科エックス線撮影デジタル映像化処理装置	器具部類(9)医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	歯科用一般X線撮影装置	CCDセンサー又はイメージングプレートを用いてデジタル映像化処理により歯科エックス線撮影画像を得ることが可能なもの	E 通則4 デジタル映像化処理加算 イ 歯科エックス線撮影の場合	
歯科パノラマ断層撮影デジタル映像化処理装置	器具部類(9)医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	パノラマX線撮影装置	CCDセンサー又はイメージングプレートを用いてデジタル映像化処理により歯科パノラマ断層撮影画像を得ることが可能なもの	E 通則4 デジタル映像化処理加算 ロ 歯科パノラマ断層撮影の場合	
デンタルX線撮影装置	器具部類(9)医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	歯科用一般X線撮影装置	歯科X線撮影が可能なもの	E 100 齧牙、齒槽組織、頸骨、口腔軟組織 1 単純撮影 イ 歯科エックス線撮影	
パノラマ断層撮影装置	器具部類(9)医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	パノラマX線撮影装置	歯科パノラマ断層撮影が可能なもの	E 100 齧牙、齒槽組織、頸骨、口腔軟組織 2 特殊撮影 イ 歯科パノラマ断層撮影	
歯科用両側性筋電気刺激装置	器具部類(12)理学診療用器具	歯科用両側性筋電気刺激装置	筋肉筋の治療を目的として、電気刺激により、主として頭頸部の疼痛症状の軽減又は筋肉群を弛緩させる装置であるもの	H 001 理学療法 4 理学療法(IV) イ 痛別療法	

(別紙)

## 内視鏡算定項目

内視鏡算定項目分野	該当する主な診療報酬項目
消化器分野	D305 食道鏡検査
	D306 食道ファイバースコピー
	D308 胃・十二指腸ファイバースコピー
	D309 胆道ファイバースコピー
	D310 小腸ファイバースコピー
	D311 直腸鏡検査
	D312 直腸ファイバースコピー
	D313 大腸ファイバースコピー
	D414 内視鏡下生検法
	D419 その他の検体採取 1. 胃液・十二指腸液採取
	K522 食道狭窄拡張術 1. 直達鏡によるもの
	K523 食道異物摘出術 1. 直達鏡又は内視鏡によるもの
	K526 食道腫瘍摘出術 1. 内視鏡によるもの
	K526-2 早期食道悪性腫瘍内視鏡的粘膜切除術
	K533 食道静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)
	K653 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術
	K653-3 内視鏡的食道下部及び胃内異物摘出術
	K654 内視鏡的消化管止血術
	K664 胃瘻造設術(経皮の内視鏡下胃瘻造設術を含む)
	K685 内視鏡的胆道碎石術(経十二指腸的又は外瘻孔を介するもの)
	K686 内視鏡的胆道拡張術
	K687 内視鏡的乳頭切開術
	K688 内視鏡的胆道ステント留置術
	K699 膵結石手術 2. 経十二指腸乳頭によるもの
	K707 膵囊胞外瘻造設術 1. 内視鏡によるもの
	K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術
	K722 小腸結腸内視鏡的止血術
	K735-2 小腸・結腸狭窄部拡張術(内視鏡によるもの)
	K738 直腸異物除去術 1. 経肛門(内視鏡によるもの)
	K739 直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む) 1. 経肛門
泌尿器分野	D317 膀胱尿道ファイバースコピー
	D318 尿管カテーテル法
	D319 腎孟尿管ファイバースコピー
	D414 内視鏡下生検法
	J062 腎孟内注入(尿管カテーテル法を含む)
	K764 経皮の尿路結石除去術
	K765 経皮的腎孟腫瘍切除術

内視鏡算定項目分野	該当する主な診療報酬項目	
内視鏡算定項目分野	K766	経皮的上部尿管拡張術
	K781	経尿道的尿路結石除去術
	K783	経尿道的尿管狭窄拡張術
	K785	経尿道的腎孟尿管腫瘍摘出術
	K798	膀胱結石、異物摘出術 1. 経尿道的手術
	K800	膀胱憩室切除術
	K802	膀胱腫瘍摘出術
	K803	膀胱悪性腫瘍手術 6. 経尿道的手術
	K808-2	膀胱尿管逆流手術
	K815	尿道結石、異物摘出術
	K817	尿道悪性腫瘍摘出術 2. 内視鏡による場合
	K821	尿道狭窄内視鏡手術
	K823-2	尿失禁コラーゲン注入手術
	K841	経尿道的前立腺手術
	K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除術
気管・気管支分野	D299	喉頭ファイバースコビー
	D302	気管支ファイバースコビー
	D414	内視鏡下生検法
	D415	経気管肺生検法
	J023	気管支カテーテル薬液注入法
	J050	気管内洗浄
	K508	気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）
	K508-2	気管・気管支ステント留置術
	K509	気管支異物除去術 1. 直達鏡によるもの
	K510	気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）
産婦人科分野	D316	クルドスコピー
	D320	ヒステロスコピー
	D322	子宮ファイバースコビー
	D323	乳管鏡検査
	D414	内視鏡下生検法
	K863-2	子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術（癒着剥離術を含む）
	K872-3	子宮鏡下有茎粘膜下筋膜切出術、子宮内膜ポリープ切除術
	K873	子宮鏡下子宮筋腫摘出術
	K890-2	卵管鏡下卵管形成術
耳鼻咽喉科分野	D298	嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコビー
	D299	喉頭ファイバースコビー
	D300	中耳ファイバースコビー
	D414	内視鏡下生検法
	K348	試験上頸洞開窓術（内視鏡使用加算）
	K349	鼻内上頸洞開窓術（内視鏡使用加算）
	K350	前頭洞充填術（内視鏡使用加算）

内視鏡算定項目分野	該当する主な診療報酬項目
	K351 上頸洞血瘻腫瘍手術（内視鏡使用加算） K352 上頸洞根本手術（内視鏡使用加算） K353 鼻内蝶骨洞手術（内視鏡使用加算） K354 蝶骨洞鼻外手術（内視鏡使用加算） K355 鼻内前頭洞手術（内視鏡使用加算） K356 前頭洞根本手術（内視鏡使用加算） K357 鼻内蝶形洞手術（内視鏡使用加算） K358 上頸洞蝶骨洞根本手術（内視鏡使用加算） K359 前頭洞蝶骨洞根本手術（内視鏡使用加算） K360 蝶骨洞蝶形洞手術（内視鏡使用加算） K361 上頸洞蝶骨洞蝶形洞根本手術（内視鏡使用加算） K362 上頸洞蝶骨洞前頭洞根本手術（内視鏡使用加算） K362-2 経上頸洞頸動脈結紡術（内視鏡使用加算） K363 前頭洞蝶骨洞蝶形洞根本手術（内視鏡使用加算） K364 汎副鼻腔根本手術（内視鏡使用加算） K365 罩突管神経切除術（経上頸洞）（内視鏡使用加算） K366 副鼻腔骨形成手術（内視鏡使用加算） K389 声帯結節(ポリープ)切除術 2. 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの
整形外科分野	D295 関節鏡検査 D414 内視鏡下生検法 K028 関節切開術（関節鏡下によるものを含む。） K034 鞍切離術・鞍切除術（関節鏡下によるものを含む。） K035 鞍剥離術（関節鏡下によるものを含む。） K065 関節内異物（挿入物）除去術（関節鏡下によるものを含む。） K066 関節滑膜切除術（関節鏡下によるものを含む。） K067 関節脂摘出術（関節鏡下によるものを含む。） K068 半月板切除術（関節鏡下によるものを含む。） K069 半月板縫合術（関節鏡下によるものを含む。） K069-2 関節鏡下三角線維軟骨複合体切除術・縫合術 K074 鞘帯断裂縫合術（関節鏡下によるものを含む。） K079 鞘帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含む。） K093 手根管開放手術（関節鏡下によるものを含む。）
頸関節	D300-2 頸関節鏡検査 D414 内視鏡下生検法 K446 頸関節授動術 2. 頸関節鏡下授動術 K447 頸関節円板整位術 1. 頸関節鏡下円板整位術
脳神経外科分野	D414 内視鏡下生検法 K174 水頭症手術 1. 脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの）
心臓血管分野	D206 心臓カテーテル法による諸検査 注4 血管内視鏡検査加算 D324 血管内視鏡検査 D414 内視鏡下生検法

内視鏡算定項目分野	該当する主な診療報酬項目	
胸腔鏡・縦隔鏡	D303	胸腔鏡検査
	D304	縦隔鏡検査
	D414	内視鏡下生検法
	K196-2	胸腔鏡下交感神経節切除術
	K513	胸腔鏡下肺切除術
	K514-2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
腹腔鏡	D314	腹腔鏡検査
	D315	腹腔ファイバースコピ一
	D414	内視鏡下生検法
	K526	食道腫瘍摘出術 3. 腹腔鏡・縦隔鏡下によるもの
	K530-2	食道噴門形成手術（腹腔鏡によるもの）
	K537-2	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術
	K634	腹腔鏡下臍窓ヘルニア手術
	K647-2	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術
	K655-2	腹腔鏡下胃切除術
	K660-2	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択性切除術
	K667-2	腹腔鏡下噴門形成術
	K671-2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術
	K672-2	腹腔鏡下胆嚢摘出術
	K692-2	腹腔鏡下肝囊胞切開術
	K697-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法
	K711-2	腹腔鏡下脾摘出術
	K714-2	腹腔鏡下腸管癌着剝離術
	K716-2	腹腔鏡下小腸切除術
	K718-2	腹腔鏡下虫垂切除術
	K719-2	腹腔鏡下結腸切除術
	K754-2	腹腔鏡下副腎摘出術
	K769	腎部分切除術
	K772	腎摘出術
	K773	(腎)尿管悪性腫瘍手術
	K778	腎孟形成術
	K831-2	腹腔鏡下腹腔精巢摘出術
	K834-2	腹腔鏡下内精巢靜脈結紮術
	K863	腹腔鏡下子宫内膜症病巣除去術
	K872-2	腹腔鏡下子宫筋腫摘出術
	K877-2	腹腔鏡下腔式子宫全摘術
	K878	広範帯内膜症摘出術（腹腔鏡下によるものを含む）
	K886	子宮附属器癌着剝離術 2. 腹腔鏡によるもの
	K887	卵巢部分切除術 2. 腹腔鏡によるもの
	K888	子宮附属器腫瘍摘出術 2. 腹腔鏡によるもの
	K912	子宮外妊娠手術 2. 腹腔鏡によるもの

内視鏡算定項目分野	該当する主な診療報酬項目
神経内視鏡	K145 穿頭術後脳室ドレナージ
	K146 硬膜開溝術
	K147 穿頭術
	K148 試験開頭術
	K149 減圧開頭術
	K150 脳腫瘍挿謫術
	K151 脳くも膜瘻着剥離術
	K151-2 広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術
	K152 耳性頭蓋内合併症手術
	K153 鼻性頭蓋内合併症手術
	K154 定位脳手術
	K154-2 顎微鏡使用によるてんかん手術
	K155 脳切截術（開頭して行うもの）
	K156 延髄における脊髓視床路切截術
	K157 三叉神経節後織維切截術
	K158 視神經管開放術
	K159 顔面神経減圧術（乳様突起經由）
	K160 脳神経手術（開頭して行うもの）
	K161 頭蓋骨腫瘻摘出術
	K162 頭皮、頭蓋骨悪性腫瘻手術
	K163 頭蓋骨底下血腫摘出術
	K164 頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）
	K164-2 慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術
	K165 脳内異物摘出術
	K166 脳腫瘍全摘術
	K167 頭蓋内腫瘻摘出術
	K168 脳切除術
	K169 頭蓋内腫瘻摘出術
	K170 経耳的聴神経腫瘻摘出術
	K171 経鼻的下垂体腫瘻摘出術
K172 脳動静脈奇形摘出術	
K173 脳・脳膜脱手術	
K173-2 硬膜膿血管結紮術	
K174 水痘症手術	
K175 脳動脈瘤被包術	
K176 脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）	
K177 脳動脈瘤頸部クリッピング	
K178 脳血管内手術	
K178-2 経皮的脳血管形成術	
K179 脑液漏閉鎖術	
K180 頭蓋骨形成手術	

内視鏡算定項目分野	該当する主な診療報酬項目
K181	脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術
K181-2	脳刺激装置交換術
K182	神経離合術
K183	脊髓硬膜切開術
K184	減圧脊髓切開術
K185	脊髓切截術
K186	脊髓硬膜内神経切断術
K187	脊髓視床路切離術
K188	神経剥離術
K189	脊髓ドレナージ
K190	脊髓刺激装置植込術
K190-2	脊髓刺激装置交換術
K191	脊髓腫瘍摘出術
K192	脊髓血管腫瘍摘出術
K193	神経腫瘍切除術
K194	神経節切除術
K195	交感神経切除術
K196	交感神経節切除術
K196-2	胸腔鏡下交感神経節切除術
K197	神経移行術
K198	神経移植術
超音波内視鏡	(内視鏡検査) の通則 1に掲げる超音波内視鏡加算